

広報



としま

No.389

2025年

7月



今月の表紙写真



5月24日(土)に
神津島で
四島大会が
開催されました!



今月号の主な内容

住民課よりお知らせ・八丈島一般廃棄物管理型
最終処分場の埋立期間延長について

2

東京都後期高齢者医療広域連合よりお知らせ

3

五島をつなぐ ～支庁の窓～

5

7月のカレンダー

6



住民課よりお知らせ

問い合わせ先 住民課 ☎9-0013

精神科医による「こころの健康相談」

予約制

イライラしてしまう・眠れない・不安なことがある・家族のことで相談したいなどお気軽にご相談ください。ご自宅への訪問もできます。住民課(☎04992-9-0013)までご連絡ください。

日 程：7月13日(日)～14日(月)

担 当：精神科医 長島 健太郎先生



非常勤保健師来島のお知らせ

予約制

どのようなことでもお気軽にご相談ください。事前予約制ですので相談を希望される方は、住民課(☎04992-9-0013)までご連絡ください。

日 程：7月13日(日)～16日(水)

担 当：井上 奈美 保健師



八丈島一般廃棄物管理型最終処分場の埋立期間延長について

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場は、主に焼却灰(家庭から出る燃やせるごみを焼却施設で処理した後の灰)を埋立処分する施設です。

処分場は、平成24年度に供用を開始し、令和11年度までの17年間で満杯となる見込みでしたが、皆様にごみの減量化・資源化にご協力頂いた結果、埋立処分量が減少したことから、令和47年度まで埋立期間を延長しました。

将来にわたり必要不可欠な施設である処分場を1日でも長く使用するためには、今後ごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが大切です。引き続き、皆様のご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。



問い合わせ

東京都島嶼町村一部事務組合 廃棄物対策課
電話 ☎03-3432-4961

東京都後期高齢者医療広域連合よりお知らせ

新しい後期高齢者医療資格確認書をお送りします

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています。

令和7年8月1日からお使いいただける新しい資格確認書（藤色・有効期限は令和8年7月31日まで）を、すべての方に7月15日以降に特定記録郵便でお送りします。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

なお、現在お持ちの保険証（青竹色）または、資格確認書（オレンジ色）は、住所や自己負担割合などに変更がなければ、記載されている有効期限（最長で令和7年7月31日）までお使いいただけます。

現在お持ちの保険証（青竹色）または、資格確認書（オレンジ色）は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報の取り扱いに注意のうえ、ご自身で破棄することができます。

暫定的な運用について

マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）への円滑な移行に向けた、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、後期高齢者医療制度では令和6年12月2日からマイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付しています。この運用は、令和7年7月31日までの予定でしたが、令和7年8月1日以降も1年間（令和8年7月31日まで）、延長されることとなりました。

マイナ保険証をお持ちで以下の①、②に該当する方が令和8年8月1日以降も資格確認書の交付を希望する場合は、住民課窓口で申請が必要です。

- ①マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ②介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

自己負担割合の判定方法

- ・3割負担：同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
- ・2割負担：以下の①②の両方に該当する場合
 - ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる
 - ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者が1人の場合は200万円以上（被保険者が2人以上の場合は320万円以上）である
- ・1割負担：同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合、または2割負担の条件①には該当するが②には該当しない場合

<参考>自己負担割合の図表

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

3割負担の対象外となる場合があります

住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

- ①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合（申請不要）
- ②令和6年1月から12月までの収入額が次の条件を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合
 - ・被保険者が1人：収入額が383万円未満（383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）
 - ・被保険者が2人以上：被保険者全員の収入合計額が520万円未満

原則申請が必要ですが、対象の方が上記の条件を満たすことを住民課で確認できる場合は、申請を不要としております。お送りする資格確認書の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、必ずご確認ください。

対象の方が上記の条件を満たすことを住民課で確認できない場合は、これまでどおり申請が必要となります。対象と思われる方には6月30日頃に申請書をお送りしますので、同封の案内を参考にご申請ください。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

7月11日(金) 2種類同時発売!

発売期間 7/11(金)～8/11(月)

公益財団法人東京都区市町村振興協会



「五島をつなぐ ～支庁の窓～」 No.82

大島支庁では年度始めに、管内町村及び関連機関のご理解とご協力をいただくため、支庁管内で実施する事業の内容、目的、場所等について説明する「大島支庁管内都事業説明会」を開催しています。

今年度は、5月19日に村役場において、村長をはじめとする役場職員、村議会議員及び関係団体（農業協同組合、漁業協同組合）の方々に、支庁幹部職員から令和7年度事業概要の説明を行いました。出席者の方からも、様々なご質問やご意見を伺いました。

大島支庁は村と力を合わせて、村民の皆様の安全・安心・利便性を確保するため、引き続き事業に取り組んでまいります。

産業課	商工・観光事業、農業振興計画、森林病虫害防除、漁業資源の管理等
土木課	道路整備、電線共同溝等
港湾課	港湾・海岸整備等
島しょ農林水産総合センター大島事業所	水産資源の持続的利用に関する研究、漁業調査指導、農業振興技術対策、農業改良普及指導等
島しょ保健所大島出張所	地域保健医療推進プランの周知等
教育庁大島出張所	教育委員会・学校との連携、授業力向上に向けた取組、教職員住宅の維持管理等

東海・神新汽船 5月の運航状況

全就航率 65.6% (昨年 80.2%)

就航率	下り 64.5% (昨年 85.0%)	内訳
	上り 66.7% (昨年 75.4%)	
乗客数	732人 (昨年 868人)	
降客数	718人 (昨年 894人)	

※就航便数の()内の数字は就航率

	行き先	計画便数	就航便数	乗客数	降客数
シエルトマイル	下り	31	17 (54.8%)	47	229
	上り	31	16 (51.6%)	262	15
	合計	62	33 (53.2%)	309	244
大型客船	下り	18	17 (94.4%)	142	364
	上り	18	15 (83.3%)	256	52
	合計	36	32 (88.9%)	398	416
フェリー(あざりあ)	各島経由	13	6 (46.2%)	3	9
	下田行	14	11 (78.6%)	22	49
	合計	27	17 (63.0%)	25	58

東邦航空 5月の運航状況

全就航率 70.4%

便名	61便	62便
就航率	70.4%	70.4%
利用人数	62人	72人

5月の簡易水道の状況

引き続き、無理のない節水にご協力をお願いします。

水道使用量	約3,410m ³
降水量	約290mm
貯水量合計(貯水率)	約10,080m ³ (約86.9%)

今月のカレンダー

2025年7月



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
精神科一般相談 非常勤保健師 来島期間 (16日まで)	きんぷく 休館日	住民健診申込〆切				
20	21	22	23	24	25	26
海の日 歯科診療所 実施期間 (25日まで)	きんぷく 休館日					
27	28	29	30	31		
	きんぷく 休館日					

村長だより(令和7年5月の動静)

7日(水)	東京都漁港漁場協会 令和7年度第1回理事会 東京都町村議会議員・町村長合同 意見交換会	23日(金)	伊豆諸島地域航路流通効率化事業協議会 東京都治山林道協会 令和7年度通常総会
8日(木)~ 9日(金)	全国簡易水道協議会 関東信越ブロック会議 (新潟県糸魚川市)		東京都市町村林野振興対策協議会 令和7年度通常総会
9日(金)	伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会 令和6年度決算監査	24日(土)~ 25日(日)	島じまん2025
10日(土)	利島村社会福協議会 社協祭り	26日(月)	令和7年度第1回 東京都町村長会議
13日(火)	東京都無電柱化担当部長来島対応	26日(月)~ 27日(火)	令和7年度 関東町村会トップセミナー
16日(金)~ 17日(土)	下田黒船祭・第86回黒船祭記念式典	28日(水)	第172回東京海区漁業調整委員会
19日(月)	東京都大島支庁 令和7年度都事業説明会	30日(金)	令和7年度第1回公益財団法人東京都島しょ 振興公社理事会
22日(木)	株式会社TOSHIMA株主総会(島嶼会館)		

5月のごみ・資源物の量

未:未集計、単位:kg
※前年以前のものは
未実施



	可燃ごみ	資源物														不燃ごみ	使い捨てライター	刃物類	乾電池	白熱灯ほか	蛍光灯	小型家電	粗大ごみ	
		生ごみ	アルミ缶	PETボトル	プラスチック包装	白色トレイ	ダンボール	紙製容器包装	新聞紙	雑誌(古紙)	ガラスびん			スチール缶	紙パック									金属くず
											無色	茶色	その他											
R7年5月	9,550	777	204	262	150	0	2,173	92	31	843	160	230	90	143	24	83	219	5	0	11	0	0	338	0
R6年5月	4,510	745	125	222	158	0	1,728	88	38	531	81	103	54	68	33	74	255	0	0	11	0	0	194	0
R5年5月	4,760	743	67	130	113	0	1,248	167	52	588	71	131	51	54	34	54	174	1	0	11	0	0	113	0